

市長の給与の特例に関する条例の制定について

1 概要（制定理由）

市長の給与を減ずる特例を設けるため、必要な事項を定めるもの。

2 条例内容

この条例の施行の日（令和5年4月1日）に在職する市長に対して、令和5年4月1日から令和9年2月19日までの間における給料、地域手当及び期末手当について、それぞれ本来の額から1割減じた額を支給する。

3 施行期日

公布の日

4 経過措置

市長の就任日（令和5年2月20日）からこの条例が適用されるまでの間に満額支給された給与について、その1割相当分を調整するため、令和5年4月分の給料及び地域手当の額については、その減じる割合を2.35割とする。

<参考>削減額の概算

（単位：円）

	例月給与		期末手当 (年間3.25月)	計(1年間)	計(4年間)	
	給料月額	地域手当				
市長	126,690	123,000	3,690	584,034	2,104,314	8,417,256

【問い合わせ先】

総務局人事部給与課
担当：高村（課長）、鹿島（係長）
電話：093-582-2217